

町田市建築審査会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 (2 0 2 5 年) 1 1 月 2 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市建築審査会条例の一部を改正する条例

町田市建築審査会条例（昭和４９年３月町田市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
（招集） 第３条 審査会は、次の各号のいずれかに該当する場合において、会長が招集する。 （１）市長から法の規定（<u>他の法令</u>において準用する場合を含む。）に基づいて同意を求められたとき。 （２）法第９４条第２項の規定（<u>他の法令</u>において準用する場合を含む。）に基づいて裁決するとき。 （３）～（５）略 （会議の公開） 第６条 会議は、公開とする。ただし、法第９４条第３項の規定（<u>他の法令</u>において準用する場合を含む。）に基づき口頭審査を行う場合を除くほか、裁定の評議その他議長が公開を不適当と認めるときは、この限りでない。 ２ 略	（招集） 第３条 審査会は、次の各号のいずれかに該当する場合において、会長が招集する。 （１）市長から法の規定（<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成１４年法律第７８号。以下「マンション建替え円滑化法」という。）第１０５条第２項</u>において準用する場合を含む。）に基づいて同意を求められたとき。 （２）法第９４条第２項の規定（<u>マンション建替え円滑化法第１０５条第２項</u>において準用する場合を含む。）に基づいて裁決するとき。 （３）～（５）略 （会議の公開） 第６条 会議は、公開とする。ただし、法第９４条第３項の規定（<u>マンション建替え円滑化法第１０５条第２項</u>において準用する場合を含む。）に基づき口頭審査を行う場合を除くほか、裁定の評議その他議長が公開を不適当と認めるときは、この限りでない。 ２ 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。